

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内における推進体制

① 大垣市中心市街地活性化推進本部

市では、中心市街地活性化を最重要課題の一つとして位置付け、中心市街地活性化に向け全庁で取り組むために、各部の部長で構成する中心市街地活性化推進本部を設置した。

中心市街地活性化推進本部では、定期的に活性化に向けた取り組み状況について協議を行うとともに、市が行う中心市街地活性化に向けた事業について、具体的な検証を実施してきた。

1) 推進本部員名簿

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長、企画部長、総務部長、市民活動部長、上石津地域事務所長、墨俣地域事務所長、生活環境部長、危機管理部長兼危機管理監、健康福祉部長、こども未来部長、経済部長、建設部長、水道部長、都市計画部長、議会事務局長、教育委員会事務局長、病院事務局長、消防長

2) 幹事会名簿

総括者	経済部長
副総括者	商工観光課長
幹事	地域創生戦略課長、行政管理課長、財政課長、契約管財課長、まちづくり推進課長、市民活動推進課長、環境政策課長、危機管理課長、社会福祉課長、障がい福祉課長、高齢福祉課長、子育て支援課長、キッズピアおおがき子育て支援センター所長兼児童館長、産業振興室長、管理課長、道路課長、治水課長、企画経営課長、都市計画課長、交通政策課長、市街地整備課長、公園みどり課長、建築課長、建築指導課長、住宅課長、教育庶務課長、社会教育スポーツ課長、文化振興課長

② 開催経過

1) 推進本部会議

第1回 令和7年5月23日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画（素案）について

第2回 令和7年8月19日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画（案）について

2) 幹事会

第1回 令和7年4月23日（書面）

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画策定の進め方について
- ・大垣市中心市街地活性化基本計画（素案）について

第2回 令和7年8月1日（書面）

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画（案）について

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 設置経緯等

前計画の策定及び各種事業の実施に民意を反映させるため、まちづくり会社及び中心市街地活性化協議会設立に向けて中心市街地活性化協議会準備会が平成19年6月に設置された。

そこでは、大垣商工会議所が中心となり、まちづくり会社、商業者、市民代表、学識経験者、NPO法人、鉄道事業者、バス事業者、大垣市等、多様な主体で構成される「大垣市中心市街地活性化協議会」の設立準備や中心市街地活性化のための活動方針及び新計画に関する具体的な事業の検討を行ってきた。

その後、平成20年8月8日に「大垣まちづくり株式会社」が大垣商工会議所、大垣市商店街振興組合連合会が中心となり大垣市をはじめ民間企業7社で設立された。大垣まちづくり株式会社における市の出資金額は250千円、出資比率は5%である。

同月29日には、大垣市中心市街地活性化協議会の必須構成員となり中心市街地の活性化に関する法律第15条に定める協議会が設立された。

(2) 設立趣旨

市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に必要な事項について協議する。

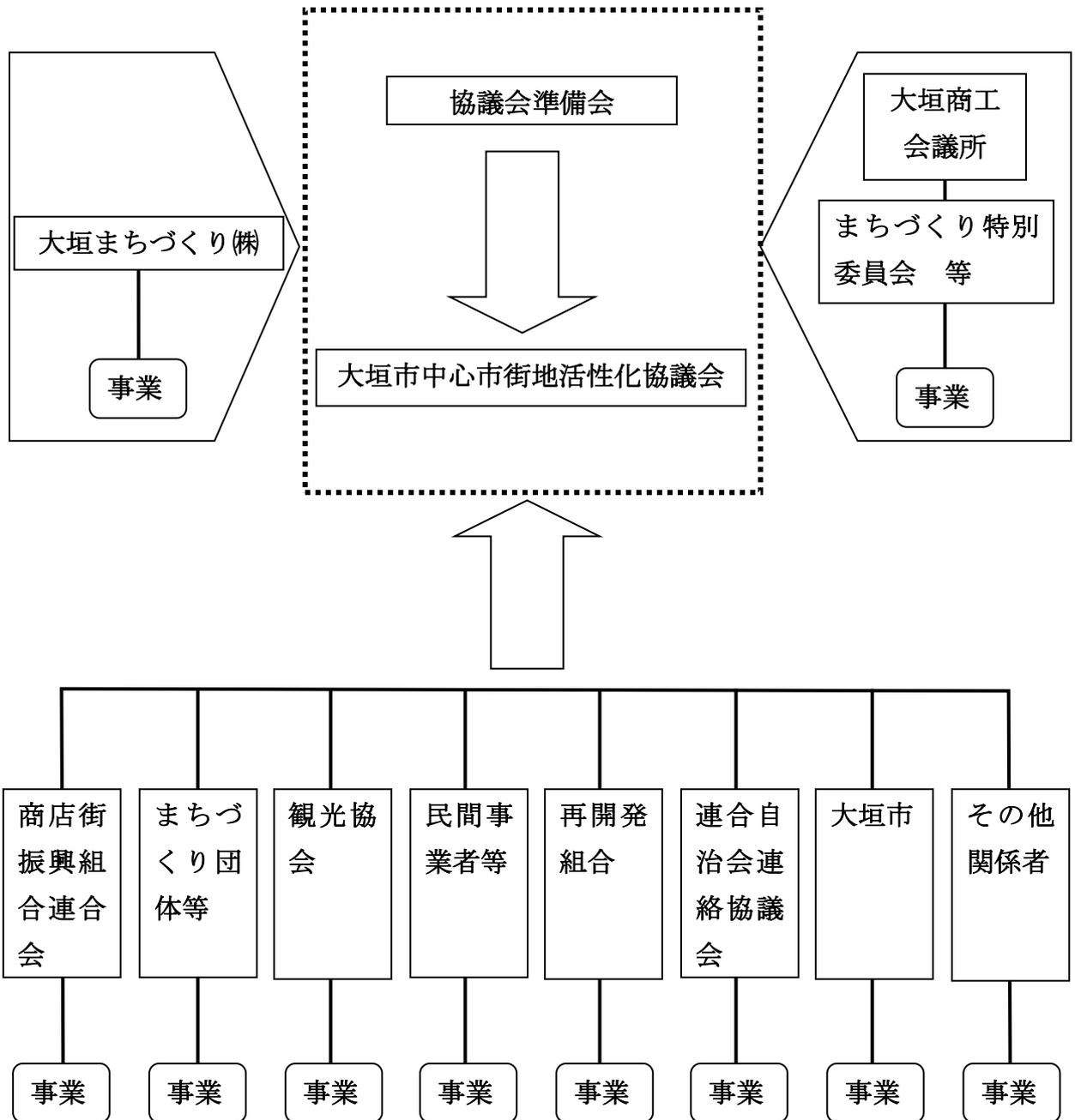
(3) 役割

- ① 大垣市中心市街地活性化基本計画への意見具申
進捗状況の確認、内容修正、新規事業の追加等
- ② 協議会構成員が各自取り組む事業についての情報交換
- ③ 中心市街地活性化に関する事業の総合調整

(4) 組 織

大垣市中心市街地活性化協議会は、大垣商工会議所及び大垣まちづくり株式会社を中心に、次の組織図及び委員名簿の表からなる。

【大垣市中心市街地活性化協議会 組織図】



【大垣市中心市街地活性化協議会 委員名簿】

区分	根拠法令	氏名	所属
大垣商工会議所	法第15条第1項	金森 武	大垣商工会議所副会頭
	法第15条第1項	車戸 慎夫	大垣商工会議所まちづくり特別委員会委員
	法第15条第1項	三輪 正直	大垣商工会議所専務理事
	法第15条第1項	田中 尚一郎	大垣商工会議所交流産業委員会委員長
	法第15条第1項	虫賀 恭子	大垣商工会議所女性会会長
	法第15条第1項	高木 健志	大垣商工会議所産業振興委員会委員長
	法第15条第1項	河合 映治	大垣商工会議所商業部会長
	法第15条第1項	松下 卯蔵	大垣商工会議所食品部会長
大垣市	法第15条第4項	中川 智臣	大垣市経済部長
	法第15条第4項	河瀬 良康	大垣市都市計画部長
	法第15条第4項	篠田 浩	大垣市企画部長
株式会社 まちづくり	法第15条第1項	堤 俊彦	大垣まちづくり（株）代表取締役社長
地権者	法第15条第4項	松本 正平	大垣駅南前地区市街地再開発準備組合理事長
関係者 商店街	法第15条第4項	松本 正平	大垣市商店街振興組合連合会理事長
団体 市民活動	法第15条第4項	西田 拓馬	一般社団法人大垣タウンマネジメント
関係 文教	法第15条第8項	竹内 治彦	岐阜協立大学
企業	法第15条第8項	青木 義実	株式会社OKB総研代表取締役社長
	法第15条第9項	正田 嗣文	大垣ビジネスサポートセンター長
	法第15条第4項	谷口 弘幸	名阪近鉄バス株式会社代表取締役社長
	法第15条第4項	出井 洋司	養老鉄道株式会社代表取締役常務鉄道営業部長
	法第15条第4項	梅村 和行	スイトトラベル株式会社代表取締役社長
住地域	法第15条第8項	高木 良樹	大垣市連合自治会連絡協議会代表
	法第15条第8項	竹中 昌子	大垣市女性連合会会長
医師等	法第15条第8項	沼口 諭	(一社)大垣市医師会会長
	法第15条第8項	馬淵 直樹	(一社)大垣歯科医師会会長
	法第15条第8項	松本 正平	(一社)大垣薬剤師会会長

(注：令和7年4月1日現在)

(5) 開催経過等

① 活性化協議会

第1回 平成20年8月29日

- ・大垣市中心市街地活性化協議会規約について
- ・理事会の設置について
- ・大垣市中心市街地活性化基本計画について
- ・基本計画への追加事業について

第2回 平成20年9月29日

- ・協議会規約の改正について
- ・大垣市中心市街地活性化基本計画意見書（案）について
- ・基本計画への追加事業について

第3回 平成21年7月21日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画について
- ・意見交換

第4回 平成22年2月4日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の認定について
- ・大垣市中心市街地活性化事業の取り組み状況等について

第5回 平成22年12月17日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の変更について
- ・大垣市中心市街地活性化事業の取り組み状況等について

第6回 平成23年5月30日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の変更について
- ・大垣市中心市街地活性化事業の取り組み状況等について

第7回 平成24年8月27日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の変更について
- ・大垣市中心市街地活性化事業の取り組み状況等について

第8回 平成25年7月11日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の変更について
- ・大垣市中心市街地活性化事業の取り組み状況等について

第9回 平成26年2月14日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の変更について

第10回 平成26年7月2日

- ・第9回大垣市中心市街地活性化協議会の書面開催について
- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の変更について
- ・中心市街地活性化基本計画の策定について
- ・大垣市中心市街地活性化事業の取り組み状況等について

第11回 平成26年10月27日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の変更について
- ・大垣市中心市街地活性化事業の取り組み状況等について

第12回 平成27年1月19日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の変更について

第13回 平成27年6月3日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の策定について
- ・大垣市中心市街地活性化事業の取り組み状況等について
- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の変更について

第14回 平成27年8月17日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画（案）について

第15回 平成28年10月5日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の変更について

第16回 平成29年10月5日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の変更について

第17回 平成30年10月5日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の変更について

第18回 令和元年10月4日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の変更について

第19回 令和2年6月12日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の策定について

第20回 令和2年9月10日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の変更について
- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の策定について

第21回 令和5年6月9日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の変更について

第22回 令和6年5月29日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の変更について

第23回 令和7年5月20日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の変更について
- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の策定について

第24回 令和7年8月29日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画の策定について

② 理事会

第1回 平成20年9月22日

- ・協議会規約の改正について
- ・大垣市中心市街地活性化基本計画意見書（案）について

第2回 平成27年8月25日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画意見書（案）について

第3回 令和2年9月4日

- ・大垣市中心市街地活性化基本計画意見書（案）について

<大垣市中心市街地活性化協議会 理事名簿>

役職	氏名	所属
会長	金森 武	大垣商工会議所副会頭
副会長	堤 俊彦	大垣まちづくり(株)代表取締役社長
副会長	車戸 慎夫	大垣商工会議所まちづくり特別委員会委員
副会長	松本 正平	大垣市商店街振興組合連合会理事長
副会長	中川 智臣	大垣市経済部長
理事	三輪 正直	大垣商工会議所専務理事
理事	田中 尚一郎	大垣商工会議所交流産業委員会委員長
理事	高木 良樹	大垣市連合自治会連絡協議会代表
理事	河瀬 良康	大垣市都市計画部長
監事	松下 卯蔵	大垣商工会議所食品部会長
監事	竹中 昌子	大垣市女性連合会会長

(注：令和7年4月1日現在)

(6) 大垣市中心市街地活性化協議会による意見書

令和7年5月20日

大垣市長 石田 仁 様

大垣市中心市街地活性化協議会

会長 金森 武

大垣市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

大垣市中心市街地活性化協議会は、大垣市中心市街地活性化基本計画（案）（計画期間：令和8年4月～令和13年3月 以下「中活計画」という。）に掲げる事項について同意するとともに、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、中活計画に対する意見を、次のとおり申し述べます。

1 中心市街地活性化の基本方針・目標について

新たな中心市街地活性化基本計画では、活性化の全体方針として、「選ばれるまち大垣へ、湧くわく 潤いと活気あふれるまちづくり～市民一人ひとりが夢を持ち 希望を語り 住んでよかったと思えるまちを目指して～」を掲げ、前計画と同様の課題解決へ向けて一層取り組むものと思料します。

2 中心市街地活性化事業の推進について

令和3年3月に認定を受けた「大垣市第3期中心市街地活性化基本計画」においては、59事業のうち57事業が完了または実施中という96%超の進捗率であり、計画に基づき着実に進捗していると評価できます。

一方、活性化の目標に関する数値目標である「中心市街地の休日の歩行者・自転車通行量」、「中心市街地の社会増減数」、「商店街振興組合連合会内空き店舗数」については、コロナ禍の影響もあり、いずれも目標値を達成できていません。

このような状況の中、第4期計画（案）は、「観光客などの来街者の誘客促進や、再開発・再整備によるまちなかのにぎわい創出」、「まちなかの利便性を生かした住宅供給によるまちなか居住の推進」、「新規事業者の誘致、既存建物のリノベーションによる空き店舗の解消」の3点を基本方針として掲げ、明確な将来の方向性を示すとともに、実現可能な目標と目標値も設定されています。

また、その実現に向け「大垣駅南前地区市街地再開発事業」や「大垣公園等再整備事業」などのハード事業、「まちなかスクエアガーデン事業」や「中心市街地リフレッシュサポート事業」などのソフト事業の両面から、具体的な取り組みが提示されていることから、この第4期計画が円滑かつ着実に実施されることにより、中心市街地の活性化に大きく寄与するものと考えます。

なお、基本計画策定後に企画検討される事業についても、適宜、当計画への追加を行う等、柔軟な対応をお願いいたします。

(7) 大垣市中心市街地活性化協議会規約

大垣市中心市街地活性化協議会規約

(設 置)

第1条 大垣商工会議所及び大垣まちづくり株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名 称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「大垣市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(事 務 所)

第3条 協議会の事務所は、大垣商工会議所内に置く。

(目 的)

第4条 協議会は、大垣市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその他必要な事項を協議し、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活 動)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 大垣市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその実施に関する必要な事項についての協議及び意見提出
- (2) 民間事業者が国の認定、支援を受けようとする事業計画に関する協議
- (3) その他、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

(構 成 員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 大垣商工会議所（法第15条第1項第2号イ）

- (2) 大垣まちづくり株式会社(法第 15 条第 1 項第 1 号ロ)
 - (3) 大垣市 (法第 15 条第 4 項第 3 号)
 - (4) 法第 15 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか協議会において特に必要があると認める者
- 2 法第 15 条第 4 項に該当する者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会の事務局を通じて申し出ることができる。この場合においては、協議会は、法及び協議会の目的、活動から逸脱する等の正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
- 3 協議会の構成員となった者は、法第 15 条第 4 項に規定するものでなくなったとき、又は協議会が構成員でなくなったと認めたときは、協議会構成員の資格を失うものとする。

(組織等)

第 7 条 協議会は、次の役員並びに委員をもって組織する。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 15 名以内
- (4) 監事 2 名

設立時の協議会の委員は、大垣商工会議所会頭が委嘱する。なお、設立後の委員については、会長が委嘱する。

- 2 会長は、大垣商工会議所まちづくり担当副会頭をもってあてる。
- 3 副会長、理事、監事は、委員の中から会長が選任する。

(役員並びに委員の任期)

第 8 条 役員並びに委員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員並びに委員は任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補充で選任された役員並びに委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第 9 条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、協議会の運営のための活動を行う。
- 4 監事は、協議会の会計会務を監査する。

(オブザーバー及びアドバイザー)

第 10 条 協議会は必要に応じて意見を求めるために、オブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

(会 議)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第12条 会議は、委任状を含む委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員本人が出席できない場合は、代理出席を認めるものとする。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第13条 協議会の運営について必要な協議又は調整を行うため、協議会に理事会を置くことができる。

- 2 理事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が定める。

(部 会)

第14条 協議会の効率的な活動及び中心市街地活性化事業の実施に必要な事項を検討するため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長を置くことができる。
- 3 事務局長は、会長が指名する。
- 4 事務局の運営に必要な事項は、大垣商工会議所が処理する。

(公 開)

第16条 会議は、公開を原則とする。ただし、公開することにより協議会、協議会の委員又は第三者の権利、利益若しくは公共の利益を害するおそれがあると認められるときは、会長は会議を非公開とすることができる。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第18条 協議会の収入は、補助金、負担金及びその他の収入による。

2 協議会の支出は、活動費、調査費、会議費、事務費、通信費その他運営に要する経費及び事業費とする。

(解散)

第19条 協議会が解散する場合は、委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、大垣商工会議所がこれを決算する。

(改廃)

第20条 この規約の改廃は、会長が会議に諮り、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

(施行日)

1. この規約は、平成20年8月6日から施行する。

(設立時の役員並びに委員の任期)

2. 協議会設立時の役員並びに委員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附則

(公開)

1. 第16条(公開)の改正規定は、平成20年9月29日から実施する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

① 客観的現状分析

地域の現状分析については、経済センサス等による統計データや、庁内各課が把握しているデータを基に行った。

② 地域住民のニーズ等の分析

現在の市民意識やニーズを把握・分析するため、令和7年2月に市民及び事業者アンケートを実施した

1) 市民アンケート

1. 調査対象 大垣市在住の市民2,000名（住民基本台帳より無作為抽出）
2. 回収数 848（回収率42.4%）

2) 商店経営者アンケート

1. 調査対象 大垣市中心市街地の商店経営者200人
2. 回収数 111（回収率55.5%）

3) 調査方法

郵送による調査票の配布・回収

郵送配布・インターネットフォームによる回答

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等の連携・調整について

① 民間事業者との連携

本計画においては、「大垣ならではの」の歴史・文化・自然のストックを活用した店づくりやサービスの提供に既存商店街が取り組み、商業の活性化を図ることにより、まち全体のにぎわいを高めようとしている。

商業の活性化の実現に向けては、既存商店街の若手商業者が中心となって、新たな顧客層の獲得に向けた店づくりや地域資源の活用方法について検討を行うグループを結成（石黒塾）し、商業者への参画も呼びかけてきた。

令和元年には、「石黒塾」を発展させ、大垣市商店街振興組合連合会の青年部が中心となり、一般社団法人 大垣タウンマネジメントを設立。

今後もこの若手商業者グループが中心となり、本計画に基づく商業活性化のための事業を実施し、まちのにぎわいの創出を推進していく。

また、令和7年3月に大垣市商店街振興組合連合会が主催した「まちゼミ」では、商店主等による、お店の専門性を生かした少人数制の32の講座を開催することで、普段なかなか知ることができない知識を教えることで、来街者と店舗の売上げの増加につなげる活動をしている。

② 市民・NPO・大学等との連携

中心市街地の活性化の実現に向けては、行政・事業者との連携だけではなく、市民、NPO、大学等多様な主体との連携・協働が不可欠である。

中心市街地では、平成10年10月に岐阜経済大学（現 岐阜協立大学）の研究室が空き店舗を活用した「マイスター倶楽部」を設置し、市民・商業者と連携した様々なソフト活動を展開してきた実績がある。

また、平成18年2月に、大垣市、大垣商工会議所、大垣市商店街振興組合連合会、岐阜経済大学（現 岐阜協立大学）の4者により「中心市街地活性化のための4者協定」が締結され、以降、さらなる連協協力を進めている。

本計画に基づく様々な事業を実施していく上でも、市民・事業者・大学等が連携・協働してきた体制や素地を生かし、「大垣ならではの」歴史・文化・自然のストックの観光資源化を進め、中心市街地全体を大垣の歴史・文化・自然を語る極めて魅力的な場としていく。

特に、中心市街地での活動については、まちなかスクエアガーデン、水都まつりの納涼レストランなど、積極的に取り組んでいる。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

中心市街地における商業、医療・福祉、行政機能など都市機能集積の促進に向けた今後の方針としては、大垣駅南側の大垣駅南前地区において再開発を行い、交流人口の増加を図る。

また、令和6年12月に、大垣市公共施設再編実行計画（中心市街地編）を策定し、多目的交流イベントハウスや守屋多々志美術館などの中心市街地に立地する公共施設の再編を進める。

その他、大垣市未来ビジョンなどの上位計画、平成29年に策定された大垣市都市計画マスタープラン及び平成30年に策定された大垣市立地適正化計画における「コンパクトなまちづくり」に取り組む旨との整合を図り、快適で魅力的な都市空間を創造していく。

なお、用途地域の見直しや、特別用途地区等、都市計画手法の活用もあわせて行うことにより、郊外への都市機能の拡散の防止と中心市街地内への都市機能の集積の促進を図っている。